

事例番号:340131

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

20:10 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 3 日

20:28 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈と軽度遅発一過性徐脈を認める

21:26 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遅発一過性徐脈を認める

23:12 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度変動一過性徐脈を認める

妊娠 40 週 4 日

2:02 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 4 日

(2) 出生時体重:3200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.04、BE -13.5mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(ハック・マスク、チューブ・ハック)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、新生児痙攣、播種性血管内凝固症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 15 日 頭部 MRI で大脳基底核に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症  
の所見

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 2 名、准看護師 1 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) 胎児は、妊娠 40 週 3 日の入院時には軽度低酸素の状態があり、その状態が出生までの間に緩徐に進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)**

**1) 妊娠経過**

妊娠中の管理は一般的である。

**2) 分娩経過**

(1) 妊娠 40 週 3 日、18 時からの陣痛発来に対し 20 時 10 分に入院管理としたことは一般的である。

(2) 入院後の分娩監視方法(入院後から児娩出まで連続的に分娩監視装置を装着したこと)は一般的である。

(3) 妊娠 40 週 3 日の入院後から児娩出までの胎児心拍数陣痛図で認められた胎児心拍数波形異常(20 時 28 分頃より軽度変動一過性徐脈と軽度遅発一過性徐脈が出現し、21 時 26 分頃より高度遅発一過性徐脈、23 時 12 分頃より高度変動一過性徐脈も混在する)に対し、医師へ報告せずに経過観察したこと

は一般的ではない。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

(1) 出生直後の処置について、診療録の記載によれば生後1分前後の吸引、刺激処置および経皮的動脈血酸素飽和度モニター装着後、出生後2分に医師が来室してバググ・マスクによる人工呼吸開始、また「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、出生直後にバググ・マスクによる人工呼吸を開始したとされている。一方、「家族からみた経過」では生後2分経過以降にバググ・マスクによる人工呼吸を開始したとされている。以上より、出生後の呼吸状態からバググ・マスクを用いた人工呼吸を開始したことは一般的であるが、開始時期の妥当性については評価できない。

(2) その後の新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バググによる人工呼吸)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

(2) 「家族からみた経過」の通りであるとすれば、新生児蘇生については分娩に立ち会うすべてのスタッフが「日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト」に則した適切な処置が実施できるよう習熟することが望まれる。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、重症新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。